

大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を新設する旨の届出があったので公告する。

平成19年12月10日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地
アンビエントガーデン彦根
彦根市里根町字船坂79番の1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名
有限会社彦根エス・シー 大阪府大阪市淀川区宮原三丁目4番30号
取締役 三瓶 勝一
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名
株式会社ヤマダ電機 群馬県前橋市日吉町四丁目40番地の11
代表取締役 山田 昇
株式会社ユニクロ 山口県山口市佐山717番地1
代表取締役 柳井 正
株式会社ワンゾーン 東京都江東区木場五丁目10番11号
代表取締役 桑原 尚郎
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成20年7月23日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
5,981平方メートル
- 6 駐車場の収容台数
300台
- 7 駐輪場の収容台数
161台
- 8 荷さばき施設の面積
255.8平方メートル
- 9 廃棄物等の保管施設の容量
54.27立方メートル
- 10 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻
開店時刻 午前10時
閉店時刻 午後10時
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後10時30分まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数
7か所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前8時から翌午前0時まで
- 14 届出年月日
平成19年11月22日
- 15 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目1-1
滋賀県商工観光労働部商業観光振興課 大津市京町四丁目1-1
滋賀県湖東地域振興局総務振興部地域振興課 彦根市元町4-1
彦根市産業部商工課 彦根市元町4-2
 - (2) 縦覧期間 平成19年12月10日から平成20年4月10日まで
- 16 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 平成20年4月10日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部商業観光振興課
〒520-8577 大津市京町四丁目1-1